

## 障害者就労支援事業にかかるとコンプライアンスの現状 「コンプライアンスセミナー」の開催を通して

障害者就労支援事業所では、利用者である障がい者の就労支援事業として、パンやクッキーなどの食品製造やクリーニング事業等を実施し、その売り上げから諸経費を差し引いたものが、利用者の工賃となっています。

これらの事業を実施するため、障害者就労支援事業所は、障害者総合支援法に基づく福祉サービス事業所の認可だけでなく、食品製造なら食品衛生法に基づく営業許可など、その就労事業に必要な許可や認可を取り、一般の事業者と同等の立場で、いわゆる「商売」を行っています。

そして、コンプライアンスに関しては、福祉サービス事業所として、福祉の関係の法律や制度の成立や改正に対応するほか、例えば、食品製造を行っている事業所は、食品事業者として、関係する法律や制度の対応も行っています。

その関係する法律や制度の成立・改正内容は、消費者の安心・安全を確保するものであり、日本にお

いては、平成21年に消費者庁が設置され、その方向性が一層強まりました。また、その基準は、国際基準に則る方向性もあります。

このような状況において、セルプ支援センターでは、定期的にコンプライアンスセミナーの開催を通じて、その時点で関係する法律の最新情報を会員施設に提供しており、今年度の内容は次のとおりです。

### ① HACCP (ハザップ)

HACCPとは、食品の製造・加工工程のあらゆる段階で発生す



▲コンプライアンスセミナーで講演する講師・高田かおり先生＝不二羽島文化センター

るおそれのある微生物汚染等の危害をあらかじめ分析 (Hazard Analysis) し、その結果に基づいて、製造工程のどの段階でどのよ

うな対策を講じればより安全な製品を得ることができるとい

う**重要管理点 (Critical Control Point)**を定め、これを連続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理の手法です。

HACCPは、20年ほど前、平成5年に食品の国際規格を定めるコーデックス委員会 (国際連合食糧農業機関 (FAO) 及び世界保健機関 (WHO) により設置された国際的な政府間組織) においてガイドラインが示されてから、先進国を中心に義務化が進められ、今や国際標準となっています。

このような世界情勢において、HACCPは日本からの食品輸出の要件になるため、日本においても、いよいよHACCP義務化に向けて、厚生労働省では検討を重ねていきました。そして、このたび「食品衛生管理の国際標準化に関する検討会最終とりまとめ」を平成28年12月に公開したところです。

HACCPの概要は以下のとおり想定されます。

#### (1) 対象の範囲

食品の製造・加工、調理、販売等を行う全ての食品等事業者

#### (2) 食品等事業者の負担

HACCPは、食品事業者の衛生管理の取り組みを「見える化」するものであり、導入前に、普段から実践している衛生管理を全てマニュアル化し、導入後には常時記録を残すことが必要です。

マニュアル作成の際は、記載事項には、全て科学的根拠が必要となるので、その分析等は、専門機関に依頼する必要も出てくるため、費用がかかります。

しかし、具体的な様式・仕様などは、まだ示されていません。

#### (3) 公布および施行時期

公布年は平成30年であることが公表されました。施行時期は、現在、未確定ですが、日本の食品衛生管理基準を世界にアピールするためにも、東京オリンピックが絶好の機会であるため、2020年が想定されています。

ただし、3～5年の経過措置があるものと思われます。

#### (4) 営業許可との関係

HACCP義務化は食品衛生法に盛り込まれ、食品衛生法の改正

という形で施行される予定ですので、営業許可の要件になります。つまり、営業許可の更新の際、マニュアルおよびその全期間の取り組み記録を示す必要があると予測されます。

**参考資料**

■厚生労働省ホームページ

ホームV政策についてV分野別の政策一覧V健康・医療V食品V HACCP (ハザップ) HACCPに関する情報の掲載、考え方や方法、取り組み事例などを公開

**②食品表示法**

食品表示法につきましては、食品衛生法、JAS法および健康増進法により各々定められていた食品表示を束ねる形で平成27年4月に施行され、2020年3月まで

**【新基準】栄養成分表示の一例**

栄養成分表示/1箱 (31g) あたり	
熱量	152kcal
たんぱく質	3.2 g
脂質	6.8 g
炭水化物	19.6 g
食塩相当量	0.8 g

が経過措置期間となっております。その食品表示の新基準のひとつに「栄養成分表示」がありますが、現在、市販の食品に表示されている栄養成分表示は、任意の表示であり、食品業者が消費者へのサービスの一環として行っているものです。

新基準は、表示すべき栄養成分も表示の順番も法律で定められていますので、今後、2020年4月からは、全ての加工食品について、同一の基準で表示がなされることとなります。

表示すべき栄養成分は、5つですが、これらの数値は、どのように算出するのでしょうか。

方法は2通りあります。1つめは、計算により理論値を出すことです。そのためには、原材料の成分分析表を原材料メーカーや問屋から入手し、それらや調理法を加味した計算をします。原材料の成分分析表の取得については、普段から特定の仕入れ先と取引している施設は問題ないと思われるですが、仕入先が不特定な場合、その都度、成分分析表を取得する必要があります。2つめは、検査機関に商品自体

の成分分析を依頼することです。当然、費用がかかります。

いずれにしても、その商品を製造販売している間は、根拠資料を保管し、また、原材料の成分、製造方法等変更があった場合は、その都度、計算し直す必要があります。

**参考資料**

■消費者庁ホームページ

ホームV事業者の方V表示について知りたいV

**③家庭用品品質表示法**

非食品関係の法改正については、家庭用品品質表示法に基づく繊維製品品質表示規程における洗濯表示マークが、平成28年12月から変わりました。

これは、JIS (日本工業規格) とISO (国際標準化機構) との統合が図られ、新JISが制定されたことによる表示マークの変更で、世界共通のものです。

従来の表示マークに比べるとより細かく規定されており、表示マークの種類は22から41へ増加しました。

表示義務のある衣類等を製造販売している施設・事業所において

は対応が必要となります。

**参考資料**

■消費者庁ホームページ

ホームV事業者の方V表示について知りたいV家庭用品品質表示法

**洗濯表示マークの一例**

新表示	旧表示

**④セルフ支援センターの対応**

センターでは、年に1回、コンプライアンスセミナーを開催するほか、必要に応じて、作業種別研究会等を実施し、また、セルフ支援センターだよりによる情報提供など、さらなるコンプライアンスに取り組んでいきます。

セルフ支援センターに関するお問い合わせ先  
 施設団体振興部まで  
 TEL058-273-1111  
 (内2625)